

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

④ 森林法の改正と山林の評価

Q : 山林の財産評価の方法が変わったようですが、どのようになったのでしょうか。

A : 森林法の改正により伐採制限を加えられた山林について、評価を引き下げました。

【解説】

国税庁はこのほど、財産評価関係の個別通達を制定し、一部の山林について、評価額の引下げを行いました。これは、今年4月に森林法が改正され、一定の森林について伐採制限が実施されたのを受けたものです。

これまで、森林法その他の法令により、土地の利用又は立木の伐採について制限を受けている山林については、このような制限を受けていないものとした場合の価額から、その価額に保安林等の立木の評価上の控除割合（一部皆伐の0.3から禁伐の0.8まで）を乗じて計算した金額を控除した金額によって評価することとされています。

森林法の改正は、森林を「資源の循環利用林」、「水土保持林」、「森林と人との共生林」の3つに区分するもので、水土保持林と森林と人との共生林について森林施業計画の認定を受けた場合には、事実上の伐採制限が生じることになり、今回制定された通達では、この事実上の伐採制限の内容が「一部皆伐なみ」の場合は20%、「択伐なみ」の場合は40%の評価減を実施することとしています。

また、これらの伐採制限が生じた地域が、現行通達により保安林等にも該当する場合には、どちらか高い方の控除割合を適用することが認められます。

